

流山市上下水道局発注契約に係る労働環境確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事請負契約及び業務委託契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、上下水道局契約担当課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定価格（税込み）が1, 0 0 0万円以上の次に掲げる業務委託契約

- ア 建物清掃業務
- イ 運転管理業務
- ウ 料金徴収業務
- エ 給水装置関連・漏水修理業務
- オ 警備業務（機械警備のみの場合を除く）
- カ その他流山市上下水道事業管理者が必要と認める業務

(2) 予定価格（税込み）が3, 0 0 0万円以上の工事請負契約

(3) 調査基準価格を下回る価格で落札された工事請負契約

(労働環境の確認書類)

第3条 労働環境の確認のための書面は、労働環境申告書（様式1又は様式2）及び労働者配置計画書（様式3）とする。また、下請負契約を結ぶ場合においては労働者配置計画書（様式3）を提出するものとする。

2 労働環境申告書において「いいえ」と回答した場合は、理由書（様式4）を記入し、提出するものとする。

3 労働環境申告書等の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。

4 局は、労働環境申告書等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札においては公告文により、指名競争入札においては契約条件の留意事項により周知するものとする。

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置)

第5条 局は契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置を行うことができるものとする。

2 前項の指名停止等の措置の適用については、流山市指名競争入札参加資格

業者指名停止基準（平成３年４月１日制定）により市が行う。

（労働環境の基準）

第６条 この要綱に基づき確認する労働環境は、次項に定めるものを除くほか、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令を基準とする。

２ この要綱に基づき確認する労働環境のうち最低賃金水準額に係る事項については、次の各号に定める額を参考とし、別途定めるものとする。

（１）業務委託契約については、千葉県最低賃金。

（２）工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（千葉県）。

（補則）

第７条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、上下水道局契約担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年２月１日から施行する。